

大阪府港湾局の大阪湾再生の取り組みについて

大阪府港湾局事業管理部長 大 井 初 博

On the activities for restoration of Osaka Bay and its environment by Bureau of Port and Harbor, Osaka Prefectural Government. Hatsuhiro Oui (*Bureau of Port and Harbor, Osaka Prefectural Government*)

私は事業管理部長という立場ですので、環境とか水産にはあまり関係なくて、港湾の工事とか維持管理、海岸の防潮堤の工事、そういったことを担当しております。環境の専門ではありませんが、ただ大阪府の港湾に長い間、20数年間勤めていていつも海を眺めて仕事をしているものですから、そういった関係があって何か話をしてくれということだと思います。ざっくりばらんに全般的な話をします。まず大阪湾全体の利用状況がどうなっているかということと、今後の海岸の整備をどうしていけばよいのかということ、最後に大阪府の港湾局が関わっている府民参加の取り組み事例がいくつかあるのですが、その紹介をしていきたいと思います。

海岸の利用状況

大阪府の沿岸は約80kmあるのですが、そのほとんどが港や漁港に使われていて、自然海岸はほとんどありません。図1では、大阪港のエリアは大阪市が管理しています。また堺泉北港・阪南・泉州・二色・泉佐野・尾崎・淡輪・深日の各港は大阪府が管理しています。丸印は漁港です。このようにたくさんの人工構造物がありまして、結局北の方はほとんどが人工構造物でできている所と

なっています。自然海岸が一番南の端の方にわずか2km程度しかないというのが現況です。

図2はちょっと古い写真で堺の大浜ですが、昔の浜には上の写真のような干潟がありまして潮干



● : 漁港

図1. 大阪府海岸の概要。



図2. 昔の海岸線の状況。大浜での潮干狩り（上），大浜公会堂前（下）。いずれも堺市立図書館のウェブサイトより（転載許諾済）。

狩りなどがなされていました。下は大浜の公会堂の写真ですが、ここには潮湯があったり、水族館があったり、いろんな施設がありまして、海洋レクリエーションが楽しめるようになっていました。

図3の上の方は1957年の海岸線の状況です。右の端の方に若干の埋め立て地がありますが、ほとんどが自然海岸に近いような状況にありました。ところが10年後の1968年には、戦後の復興のためにいろんな企業を誘致するというで臨海工業地帯が造成され、ほとんどがこのような埋め立て地という状況になってきたわけでありました。

それからもうひとつ、海岸での台風による被害ということですが、図4は第二室戸台風の被害を受けまして、海辺と民家との間が何もなくなくなってしまい、いつ波が来てもこわれてしまうという状

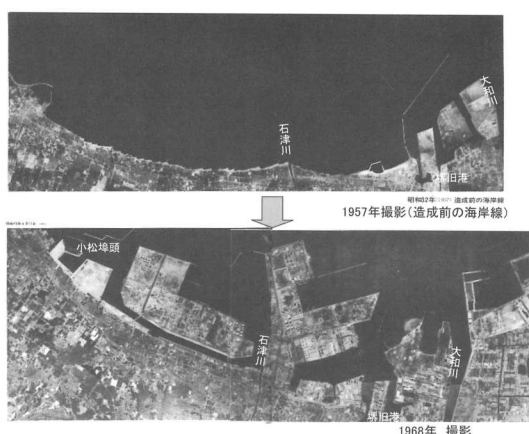


図3. 工業港として埋立（堺泉北港）。出典：堺・泉北臨海工業地帯の建設。

態になっているところです。

こういうことがありますので、早急に防潮堤を整備しなければならないということで、図5のように、2階と同じくらいの高さのまっすぐな堤防ができていますし、前の方には消波ブロックを並べていて、海に触れ合えるような状態ではなくなってきました。

これまでの海岸整備

そういったことがあり、それらの反省を含めまして、これまでの主な海岸整備についてご紹介させていただきます。

貝塚市に位置する二色の浜海岸は、貴重な砂浜海岸として府民に親しまれ、海水浴や潮干狩りなどに利用されています。この二色の浜という地名は、青い松と白い砂の鮮やかなコントラストが由来だといわれています。海岸事業としては、延長約1kmにわたって、砂浜の沖出しや人工リーフなどの整備を実施しています。図6はその整備前・後の航空写真です。また、背後の公園は古くからの松林の景観をとどめており、大阪みどりの百選にも選定されています。



図4. 第2室戸台風による被害の状況. 尾崎地区被災直後, 1961年撮影(左). 西鳥取漁港被災直後, 1961年撮影(右).

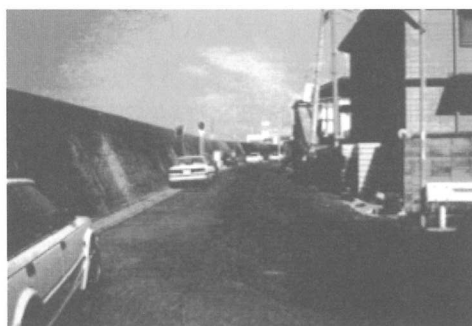


図5. 直立護岸, 消波ブロックによる防潮堤の整備.



図6. 二色の浜海岸.



図7. 淡輪箱作海岸.

淡輪・箱作海岸（図7）は防潮機能に親水機能を併せ持つ整備として、線の整備から面的整備の考えを取り入れ、人工の海浜場や磯浜を約2km整備しこれらの防潮能力を考慮することによって、防潮堤の高さも低く抑え、親水機能を高めています。ここは背後の里海公園やビーチバレーコート、臨海のヨットハーバー、青少年海洋センターなど、総合マリンレクリエーション空間となっています。

海岸整備の方向性

1999年に海岸法の改正がございまして、それに基づいていろいろな今後の海岸の基本的な計画を策定しております。1956年までは海岸法の目的はほとんど防護ということで、台風や津波から皆様の財産や生命を守ることが中心でした。1999年に

は防護以外に環境とか利用というものを含めた形で海岸を整備していかなければならないということに法律自体が変わりました。もうひとつは、海岸の保全計画を策定するにあたっては、いろんな人の意見を聞いていこうということで、今までは専門家、学識者から成る委員会等での意見が中心でしたが、それ以外にいろんな人からのアンケート調査や説明会、関係住民からの意見聴取、パブリックコメントの募集などの方法で、計画を公表しまして皆様の意見を聞いて最終的な計画を立てるというやり方を採用しています。

大阪湾の海岸保全基本計画については、大阪府と兵庫県がいっしょになって意見をまとめ、おおまかなゾーニングをしております。図8の北部の方から中部の濃い色が都市基盤と公共利用の調和を図る「環境創造・活性化エリア」、一番薄い色

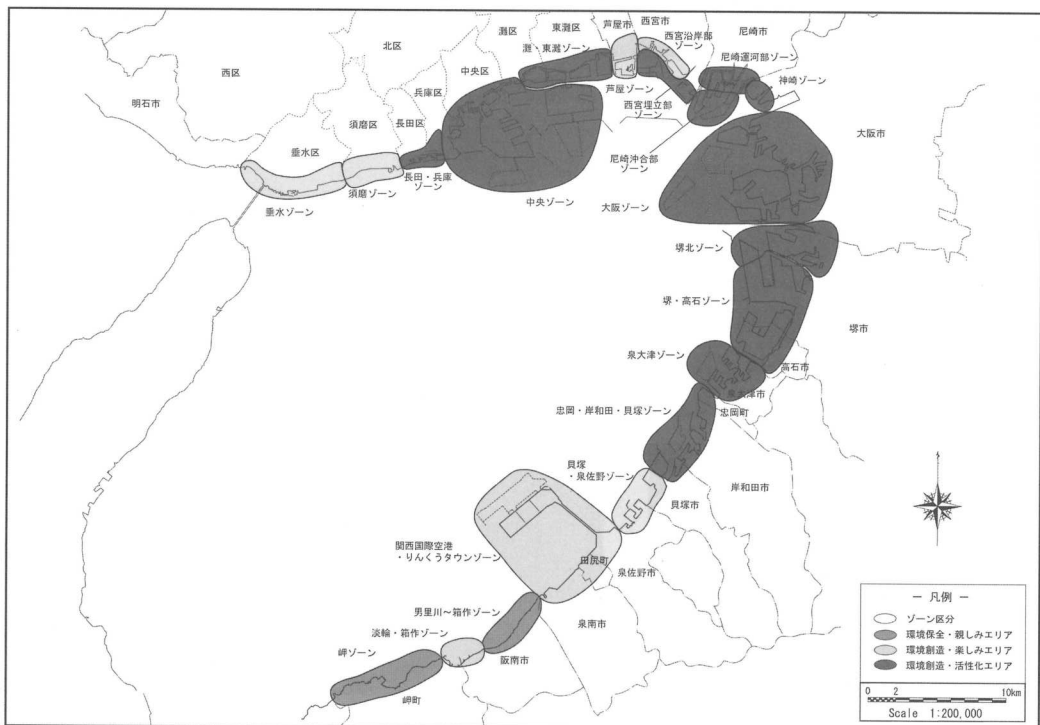


図1.5.1 ゾーン区分とエリア区分

が、自然環境に配慮しつつ、レクリエーション・レジャーなど楽しむことができる「環境創造・楽しみエリア」。南部の少し濃い色が、貴重な自然を保全し、自然環境や体験学習の機会を創出する「環境保全・親しみエリア」の3つの特性を区分しています。

府民参加の取り組み状況

ワークショップによる整備計画（泉北6区緑地整備）

泉北6区の先端に緑地の計画があったのですが、これをワークショップ方式でやっていこうということでいろんな取り組みをしています。当初は公園的な整備ということだったのですが、ワークショップを何回か重ねながらいろんな計画を皆様と協議しまして、干潟を盛り込んだ整備をしようということで変更しております。現在干潟部分の整備が終わってしまっていて、今後園路等の整備を続けていこうとしています。干潟にはヨシなどが生え始め、自然の干潟に近づきつつあり、餌を求めて準絶滅危惧種である野鳥（キアシシギ、トウネン等）も飛来してきております。また、絶滅危惧種である野鳥（シロチドリ）も飛来が確認されております。

府民参加による森づくり（堺第7-3区 府民の森づくり）

次に、堺第7-3区にある共生の森づくりの取り組みについて説明します。府民・NPO・企業・大学・行政参加の「産・官・学・民」みんなで森づくりを進めています。府民参加のワークショップを、平成16年10月から月に1回の頻度で、現在までに47回開催しており、共生の森の将来像や樹種などの植栽計画の検討、主体となる組織づくりや、草刈活動、植樹イベントの開催などを行っています。現在、ワークショップへは約60名の方が

登録されています。毎年2月には、府民参加イベントを開催しており、一般募集による府民をはじめ、地元小学生や、府魚連、賛同企業の参加による植樹が行われております。今年は、2月17日に開催され、約430人の参加がありました。このような植樹活動は、平成15年度から行っており、現在までに、約12,000㎡に、約10,000本を植えております。

小学生の自然学習（磯浜見学会・干潟見学会）

次に、小学生向けの府民協働事業を2つ紹介します。ひとつ目が淡輪箱作海岸での磯浜見学会です。淡輪箱作海岸にて磯浜についての勉強会をした後、チヌ（クロダイ）の稚魚を小学生に一斉に放流してもらったり、磯浜での生物観察を行い海岸や海辺の生き物に対する学習をしています。港湾についての勉強会も開催しています。ふたつ目としまして、阪南2区人工干潟見学会での取り組みです。この阪南2区人工干潟は、民間の専用栈橋を建設する際に発生した浚渫土砂約33万㎡を活用して造成を進めております。そして、さきほどの磯浜見学会と同様に、小学生に干潟についての勉強会をした後、干潟での生物観察を行っております。

アドプトによる海岸・港湾美化活動

「アドプト」には、養子縁組という意味があり、アドプト・シーサイドは、大阪府港湾局が管理する海岸や港湾の一定区間を養子にみ立て、住民が里親となって養子の面倒をみていく、つまり、住民が海岸や港湾をわが子のように大切に思い、清掃活動などを行っていくというものです。大阪府港湾局では、府民との協働によるボランティア活動を推進し、地域に愛されるきれいな海岸・港湾の保全に取り組むことを目的として平成15年から実施しています。現在、4つの海岸と1つの港

で、アドプト・シーサイドの認定を行っています。具体の活動内容としては、アドプト・シーサイド認定団体が、年2回以上、海岸や港湾の清掃や除草作業を行っています。併せて、ハマボウフウをはじめ貴重な海浜植物の保護や、地元漁協と連携した稚魚の放流など特色ある取組みを行っている

ところもあります。これに対して大阪府港湾局は、活動区間にサインボードを掲げるとともに、ボランティア保険の負担や清掃用具の貸与を行い、地元自治体は、回収されたゴミの処分を行うなどアドプト・シーサイド認定団体の活動を側面から支援しています。